

(別表3)「規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針」
 (平成19年11月5日及び平成20年3月11日規制改革推進本部決定)の対象とはならなかったものの「検討」等を行うとされた事項

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省
1	第三級海上特殊無線技士の操作範囲拡大	電波法(昭和25年法律第131号)第40条第2項 電波法施行令(平成13年政令第245号)第3条第1項	第3級海上特殊無線技士が従事するプレジャーボートや小型漁船に開設する無線局において、空中線電力5ワットを超える無線電話による通信ニーズや必要性等を調査した上で、当該資格の操作範囲の拡大の可否について検討を行い、結論を得る。(情通ア)	平成20年度中に検討・結論	総務省
2	航空特殊無線技士の操作範囲拡大	電波法(昭和25年法律第131号)第40条第2項 電波法施行令(平成13年政令第245号)第3条第1項	遊覧飛行等の航空運送事業の用に供する航空機に開設する無線局の無線設備の操作について、航空機の航行の安全のための通信確保の観点から、航空特殊無線技士による操作を認めて支障ないか検討を行い、結論を得る。(情通ア)	平成20年度中に検討・結論	総務省
3	電気工事士法及び電気工事業務の業務の適正化に関する法律の対象となる電気工事の範囲の見直し	電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2第3項、第3条 電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号)第1条 電気工事士法施行規則(昭和35年通商産業省令第97号)第2条 電気工事業務の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)第2条第1項	電気工事士法及び電気工事業務の業務の適正化に関する法律の規制対象となる電気工事の範囲について、安全性を確保しつつ検討を行い、必要があると判断された場合は見直しを図る。(住宅ウ)	平成20年度中に検討・結論	経済産業省
4	顧客との個別の契約に基づいて小型・中型ビジネスジェット機を用いて行うチャーター便に係る規制の見直し	航空法(昭和27年法律第231号)	顧客との個別の契約に基づいて小型・中型ビジネスジェット機を用いて行うチャーター便に係る規制について、連邦航空規則第135部等諸外国の安全基準を参考にするとともに、国際民間航空条約の附属書6第1部(国際商業航空運送)に定められた国際標準に適合すること、我が国の環境に即した航空の安全を確保すること等に配慮しつつ、規制の見直しについて、その可否を含め、検討を行う。(運輸イ)	平成19年度検討開始 平成20年度結論	国土交通省